2024年3月号

社会保険労務士



WAVE事務所便り

連絡先: 〒501-3232

関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302 電 話: 0575-24-3757 FAX: 0575-24-3757

e-mail: hata50911@gmail.com

改正施行目前! 4月以降の労働者募集に 関する注意点

◆募集時等に明示すべき 労働条件が追加されます

令和6年4月より、労働契約の締結時や有期労働契約の更新時に明示すべき労働条件として、「就業場所」「業務の変更の範囲」が追加される等の改正が施行されます。既に、この改正に対応した労働条件通知書等のフォーマットが厚生労働省ホームページで示されています。

この明示すべき労働条件 の追加は、求人の申込みの際 に明示しなければならない 労働条件としても追加され ますので、注意が必要です。

◆加される明示事項は?

具体的には「就業場所」 として、「雇入れ直後」のも のと「変更の範囲」を求人 広告等に記載することとな ります。「業務の変更の範 囲」についても同様です。 さらに、有期労働契約を締 結する場合には「有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項」(通算契約期間または更新回数の上限を含む)も明示しなければなりません。

◆「変更の範囲」はどこまで 想定して書けばよい?

特に正社員の場合、契約期間が長くなるため、営業所や部署が新設される可能性などを考慮するときりがありませんが、厚生労働省のQ&Aでは「募集等の時点で具体的に想定されていないものを含める必要はありません」とされています。

◆スペースに書ききれない 場合はどうする?

求人広告などの限られたスペース内に書き入れない場合は、「詳細は面談時にお伝えします」などとしておき、一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点まで

に、すべての労働条件を明 示する必要があります。

【厚生労働省「令和6年4月より、 募集時等に明示すべき事項が追加され ます!】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seis akunitsuite/bunya/koyou_roudou/ koyou/haken-

shoukai/r0604anteisokukaisei1.ht ml

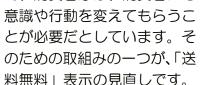
消費者庁が「送料無料」表示見直しを呼びかけ

◆物流の 2024 年問題

消費者庁が通販事業者に 「送料無料」表示の見直しを 呼びかけています。背景に は、「物流の2024年問題」が あります。トラックドライバ ーの働き方改革を進める中 で、2024年4月から自動車 運転業務の時間外労働の上 限規制が適用されること等 により、輸送力が不足し、物 流が停滞しかねなくなると いう問題です。

◆消費者庁の呼びかけ

トラック事業者を中心に 各業界で対策がなされる中



で、消費者庁は、消費者にも

というのも、「送料無料」表示は、消費者の「再配達をしてもらっても、『送料無料』だからそこまで気にしない」、

「安価な商品であってもまと め買いすることなく単品で購 入し、何回配達してもらって も気にならない」といった意

されにならない」というに急 識につながり得るものだから です。当然、送料は本当に無 料であるわけではなく、誰か が負担しているものです。そ れを明示することで、消費者 の意識・行動を変えることを

ねらいとしています。

消費者庁は、「送料として 商品価格以外の追加負担を求 めない」旨を表示する場合に は、その表示者は表示につい ての説明責任があるとの考え を示しつつ、事業者の自主的 な取組状況を注視するとして います。また、送料負担の仕 組みを表示する例として、「送 料当社負担」や、価格に「〇 〇円(送料込み)」という表 記をすることを挙げていま す。

物流の仕組みなくして、現 代の経済活動は成り立ちませ ん。物流業者の負担軽減のた めにできることを、社会全体 で考えたいですね。

【消費者庁「物流の「2024 年問題」 と「送料無料」表示について」】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/other/free_shipping

3月の税務と労務の手続期 限[提出先・納付先]

11 🛮

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

15⊟

- 個人の青色申告承認申請 書の提出<新規適用のも の> [税務署]
- 個人の道府県民税および 市町村民税の申告[市区 町村]

- 個人事業税の申告 [税務 署]
- 個人事業所税の申告 [都・ 市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産 調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

4月1日

- 健保・厚年保険料の納付 「郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・ 納付計器使用状況報告書 の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>

「公共職業安定所」

個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]